

1 ■040■ 逮捕・勾留に関する規定の解釈・適用①

2 ◎【040】～【041】では、逮捕・勾留に関する様々な論点をアラカルト風に概説。

3 *明文規定がないので解釈が問題になるものが【040】

4 明文規定の解釈が問題になるものが【041】

5 あてはめが問題になるものが【042】

6
7 ◎それでは、明文規定がないので解釈が問題になるものについて。

8 *「第一」(60p～)の補足。本書では、違法逮捕に基づく勾留請求の可否という論点
9 を、一応、相当性要件の問題として扱っている。この論点はややこしいので、ここ
10 で念を入れておこう。

11 ・前提として、被疑者勾留の要件を規定しているのは、207 I・60。しかしそこ
12 には、「先立つ逮捕が適法に行われたこと」という規定はない。

13 ・もう一つ前提として、429 I①が、勾留を準抗告の対象にしているけれども逮
14 捕については規定していないことを復習。

15 ・違法逮捕に基づく勾留請求が認められないことの論証(いろんな説がある)を
16 きっちり検討!

17 ・実務では「重大な違法」があった場合にのみ勾留請求を却下している。その論
18 証と判断基準をしっかりと検討!

19 ・「重大な違法の有無」を判断する際には、「実質的には法定の逮捕要件のほとん
20 どもを満たし、正規の逮捕を行った場合の法定期間以内であった」か否かが重要
21 となる。したがって、逮捕要件や法定期間をきっちり記憶しておかないと(少
22 なくとも、どのあたりの条文に書いてあったかを記憶しておかないと)正確で
23 迅速なあてはめはできない。復習、復習、また復習!

24 *「第二」(62p)の補足。

25 ・217の意味 →整合的に解釈。199 II但書と217の日本語表現の違いに注意。

26 *「第三」(62p～)の補足。

27 ・逮捕のための被疑者捜索(220 I①)については、222 I・111 Iにより「必要
28 (かつ相当)な処分」ができるという明文規定があることに注意。

29 *「第四」(63p)の補足。

30 ・208 Iと208 IIの日本語表現の違いに注意。

31 ・論証の際に、勾留取消の規定を援用する場合、その表記法はわかるかな?

32 「87 I」じゃないぞ。「207 I・87 I」だぞ!

33
34 ◎ここらへんで、ついでに一般的アドバイス。捜査の問題を検討するときは、常に、
35 「当該処分が違法であった時の手続的效果」を意識すること。基本的なものは、以下の
36 とおり。

37 *違法な処分があった →準抗告の対象になるか?

38 *違法な逮捕があった →(逮捕が準抗告の対象にならないという解釈を前提に)勾
39 留請求却下すべきか?

40 *ものすごく重大な違法があった →後に起訴されたときに、公訴棄却 or 免訴?

41 *違法収集証拠の取扱 →違法収集証拠排除 or 自白法則による排除?

42
43
44 ■041■ 逮捕・勾留に関する規定の解釈・適用②

45 ◎次は、明文規定の解釈。

46 *「第一」(64p)の補足。本書では「逮捕状請求のための資料を整える作業など」と
47 簡単に書いたが、203 Iが求める弁解録取の手続、逮捕手続報告書の作成、逮捕状請
48 求のための書面作成等をイメージせよ。

1 ■042■ 逮捕・勾留に関する規定の解釈・適用③

2 ◎次はあてはめの問題。

3 * 「第一」(64p～) および「第二」(64p) の補足。

4 ・時間的・場所的接着性のあてはめについては、判例学習のコメントを熟読し、
5 できる限り下級審裁判例群を検討して、実務の「感覚・センス」を体得せよ。

6